

## 情報提供資料

1. 要配慮者利用施設の講習会プロジェクト
2. 水害リスク情報共有プロジェクト
3. マイタイムラインについて
4. 洪水ハザードマップの作成や  
周知・利活用の取組促進について

# 1. 要配慮者利用施設の講習会プロジェクト

# 要配慮者利用施設の避難確保計画作成講習会の概要

## ■ 避難確保計画作成講習会とは

- ・ 水防法第15条の3に基づき洪水時等の避難確保計画の作成が義務づけられている施設の管理者等に、避難確保計画の作成方法を身につけていただくための講習会です。
- ・ 講習会は地方公共団体が開催することを想定しています。

## ■ 講習会開催マニュアルの改訂

- ・ 国土交通省では、平成30年3月に「講習会の企画調整及び運営マニュアル」を作成しました。これを踏まえて平成30年度には、全国12市町で先行的に講習会が開催されました。
- ・ 令和元年5月には、先行的に開催した12市町の講習会で得られた知見を改めてとりまとめ、「要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた開催マニュアル」として、マニュアルを改訂しました。
- ・ 新しいマニュアルは、講習会で活用できる**資料のフォーマット等を「活用ツール」としてまとめて拡充したほか**、講習会を開催する地方公共団体の**ニーズに合わせて、「基本方式」、「実践方式」、「簡易方式」の3つの方式から講習会の開催方式を選択できる**ようになっています。

	開催方式の概要	実施状況
① 基本方式	<p>【概要】「前期：座学講習会」と「後期：ワールドカフェ方式のワークショップ」を組み合わせ開催することにより、参加者の理解の深化を図り、計画の作成や充実を促進する方式です。</p> <p>【前期】座学講習会の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の水害リスクに関する情報や防災情報等、避難確保計画作成に関わる基本的な知識等に関する講義と計画の検討の進め方や作成方法について解説します。</li> </ul> <p>【後期】ワールドカフェ方式のワークショップの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前期講習会での知見を踏まえて避難確保計画の検討を行った施設が、経験や知見、課題等に関する意見交換を行い、避難確保計画作成に関する様々な気づきや工夫等を共有します。これにより、避難確保計画の完成促進や充実等を図ります。</li> </ul>	 <p>←前期：座学による様式の説明</p>  <p>後期：参加者による意見交換→（ワールドカフェ）</p>
② 実践方式	<p>【概要】避難確保計画の各種様式のうち、重点ポイントとする様式について詳細に解説し、講習会当日の会場内で、一部様式の検討や作成を行う方式です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加者は、講習会当日に重点ポイントについて、説明者の解説を聞きながら実際に計画を検討します。</li> <li>・ 重点ポイント以外については、概要説明を行い、各施設に持ち帰って検討していただきます。</li> </ul>	  <p>&lt;避難経路図の作成支援&gt;</p>
③ 簡易方式	<p>【概要】座学のための講習会とし、避難確保計画作成に係る防災情報等の全体的な知識に関する講義と避難確保計画の「様式の作成方法」の解説に重点を置く方式です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加者は、講習会での知見を踏まえ、各施設に持ち帰って避難確保計画の作成を進めます。</li> <li>・ 資料準備や講習会当日の運営等において、開催主体となる自治体の負担が最も少ない方式です。</li> </ul>	 <p>&lt;座学による様式説明&gt;</p>

## ■ 講習会の効果

### 平成29年度 三重県津市で試行的に実施

合計90施設の管理者等が講習会に参加し、全ての施設から計画が提出された。

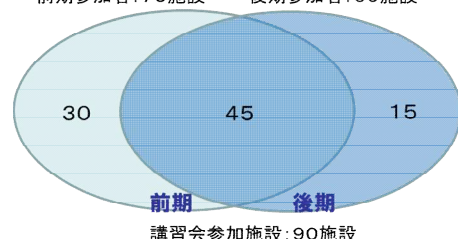
### 平成30年度 全国12市町で実施

講習会に参加した施設の6割～9割の施設から、講習会後3ヶ月以内に計画が提出された(※)。

(※)平成30年12月までに講習会を実施した市町について集計

### 平成29年度 三重県津市での講習会の参加者

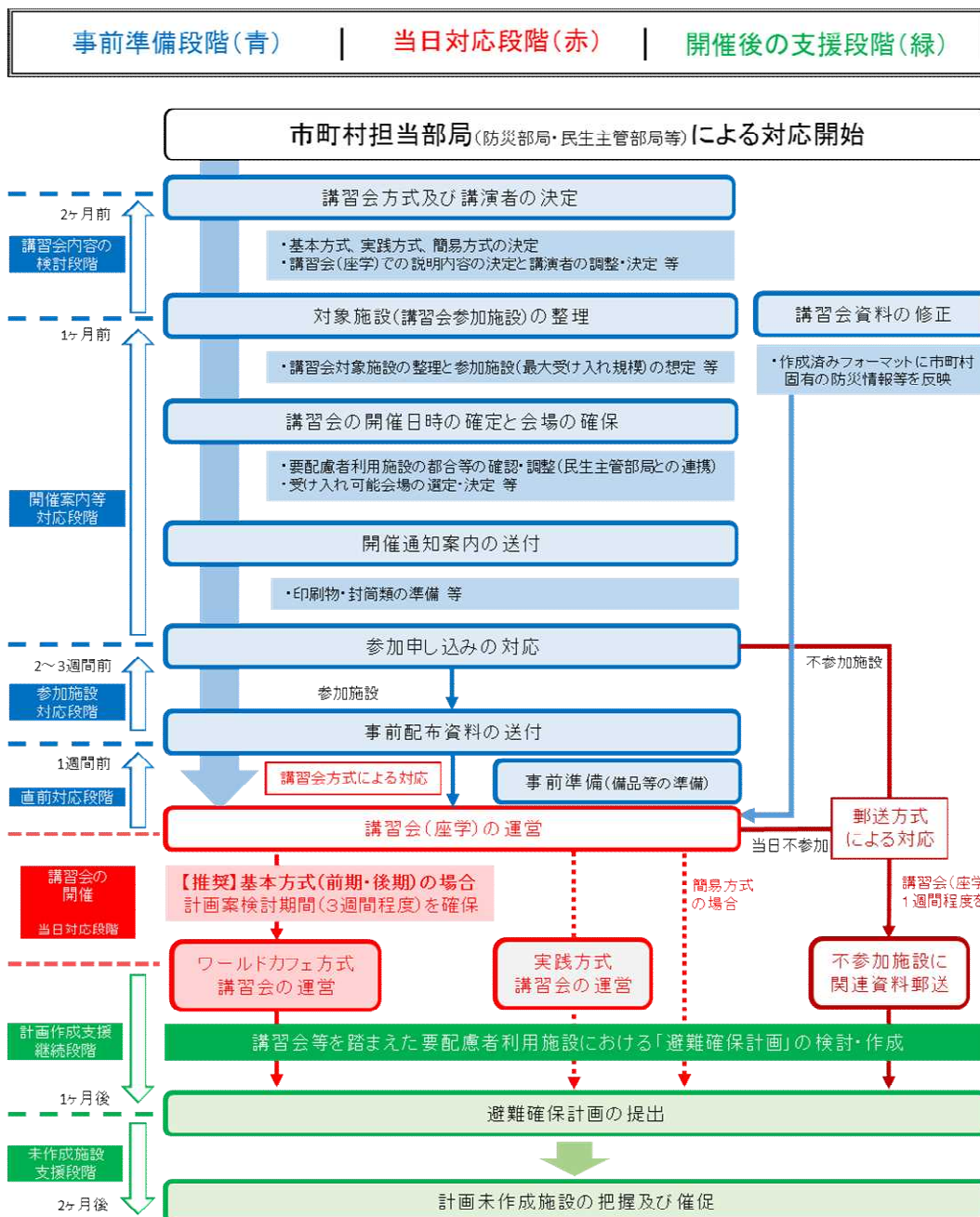
前期参加者：75施設 後期参加者：60施設



# 講習会開催に向けた対応スケジュール

- ◇講習会開催までの基本的な準備期間は1～2ヶ月程度が目安です。
- ◇基本的な対応項目は以下のとおりとなります。

□ 講習会方式及び講演者の決定	【開催方式(基本方式/実践方式/簡易方式)や有識者等の決定】
□ 対象施設の整理	【地域防災計画に位置付けのある施設リストの更新】
□ 講習会の開催日時時の確定と会場の確保	【参加施設数に応じて判断】
□ 開催通知案内の送付	【作成済みフォーマットに日時や会場情報を反映】
□ 参加申し込みの対応	【リスト整理とリマインド】
□ 事前配付資料の送付	【講習会の参考資料等を必要に応じて事前送付】
□ 事前準備(備品等の準備)	【講習会に必要な備品の準備】
□ 講習会資料の作成	【作成済みフォーマットに市町村固有の防災情報等を反映】
□ 講習会当日の対応	【会場設営や資料説明】
□ 講習会後の対応	【計画の受領・確認・リマインド、不参加施設対応等】



- 平成29年6月の改正水防法の施行に伴い、市町村により地域防災計画に位置付けられた洪水浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設の所有者または管理者は「避難確保計画の作成」及び「訓練の実施」が義務化。
- 講習会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、令和2年11月17日(火)と18日(水)の2回に分けて開催。
- 講習会では、水防法の改正・地域の水害リスク・河川情報等の入手方法・今年度の水害(令和2年7月豪雨)の説明と併せて、避難確保計画の作成方法・避難訓練の事例・今後のスケジュール等について説明。
- 両日で、対象19施設の内、16施設(全体の約84%)の関係者が講習会に参加。

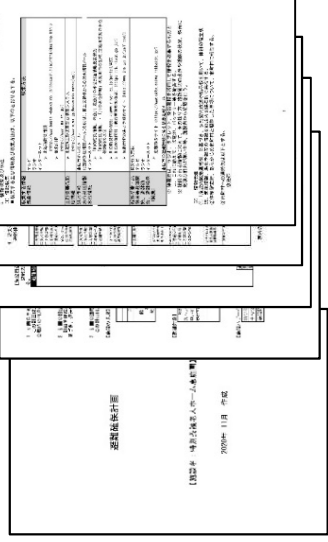
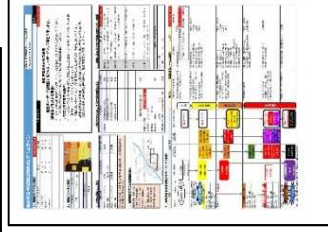
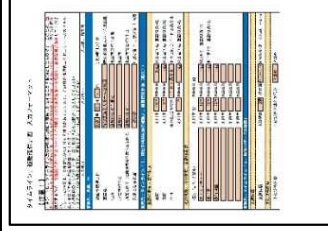
## 【講習会概要】

- ・主催：恵庭市
- ・共催：国土交通省北海道開発局札幌開発建設部
- ・日時：令和2年11月17日(火)(10:00～11:00)  
令和2年11月18日(水)(14:00～15:00)
- ・会場：恵庭市民会館 中ホール
- ・出席者：1日目18名  
2日目 9名 計 27名

## 【講習会内容】

- DVD視聴：国土交通省作成
- 要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けて：札幌開発建設部
  - ・水防法等の一部改正について
  - ・水害リスクや避難・気象河川情報等の入手
  - ・令和2年7月豪雨について
- 避難確保計画の作成及び訓練について：恵庭市
  - ・恵庭市における要配慮者利用施設の指定
  - ・避難確保計画の作成※について
    - ※ タイムライン・避難確保計画作成に向けた入力フォーマットについても説明
  - ・避難確保計画に基づく訓練について
  - ・今後のスケジュール

タイムライン・避難確保計画作成に向けた入力フォーマット(恵庭市作成)



## ◆講習会終了後 恵庭市より

- ・今年度中に地域防災計画への記載を予定しており、入力フォーマットの活用により早期の避難確保計画提出を期待している。
- ・庁内関係各課と連携しながら計画作成・訓練の実施をサポートしていきたい。



講習会の様子

同時発表：厚生労働省

令和3年3月31日  
水管理・国土保全局河川環境課  
水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

## 高齢者施設の避難方策をとりまとめました ～「令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の 避難確保に関する検討会」のとりまとめ成果の公表～

令和2年7月に発生した豪雨災害では、熊本県球磨村の特別養護老人ホームで14名の尊い命が失われました。

国土交通省では、高齢者福祉施設における被害の再発防止を図るため、今回の豪雨災害における避難の課題を検証したうえで、避難の実効性を高める方策を検討することとし、厚生労働省と共同で有識者会議「令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会」を昨年10月に設置し、これまで検討を進めてきました。

このたび、有識者会議の検討成果「高齢者福祉施設における避難の実効性を高める方策について」がとりまとめられましたので公表します。

国土交通省としては、このとりまとめを受けて、高齢者福祉施設における避難の実効性を高める取組を、厚生労働省と連携して進めてまいります。

### 添付資料

- (資料1) 高齢者福祉施設における避難の実効性を高める方策について（とりまとめ概要）
- (資料2) 高齢者福祉施設における避難の実効性を高める方策について（とりまとめ）
- (資料3) 令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会の概要

これまでの検討会の内容につきましては、国土交通省ホームページに掲載しております。

[https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai\\_blog/koreisha\\_hinan/index.html](https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/koreisha_hinan/index.html)

### 【問い合わせ先】

水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室  
課長補佐 三村（内線：35439）、係長 太田（内線：35457）  
代表：03(5253)8111 直通：03(5253)8460 FAX：03(5253)1603  
水管理・国土保全局 砂防部砂防計画課 地震・火山砂防室  
企画専門官 大山（内線36152）、係長 土門（内線36154）  
代表：03(5253)8111 直通：03(5253)8468 FAX：03(5253)1610

# 高齢者福祉施設における避難の実行性を高める方策について(とりまとめ概要)

## 資料1

### 高齢者福祉施設の避難確保に関する課題

- 避難確保計画等に定められている避難先が災害リスクに適切に対応した場所になっていない場合がある。【避難先の課題】
- 利用者のケアなど避難先での業務継続に懸念があるため、早期の立退き避難を躊躇している。【避難先や避難のタイミングの課題】
- 避難先に利用者を移動させる訓練まで実施している施設は少ない。【訓練の課題】
- 大雨や暴風等の事態が進行した状況では、交通が麻痺し、職員が施設に駆け付けられない場合がある。【職員体制の課題】
- 令和2年7月豪雨で被災した高齢者福祉施設では、階段を使った上階への避難に大きな労力と多くの時間を要した。【設備の課題】等

### 避難の実効性を高める方策

#### 避難確保計画等の内容や訓練の内容に関する事項

- 洪水や土砂災害等の災害リスクに適切に対応した避難確保計画等の作成の徹底

災害リスクに適切に対応した避難先等が選定されるよう、市区町村が施設に対して助言・勧告する支援策を講じる。等

- 訓練によって得られる教訓の避難確保計画等への反映

訓練結果を施設と市区町村が共有し、市区町村が施設に対して計画の見直し等について助言・勧告する支援策を講じる。等

- 職員や利用者等の家族等への災害リスクおよび避難確保計画等の周知

避難支援の協力者としての役割が期待される利用者の家族に対して、避難確保計画等の内容を周知する。非常災害対策計画と避難確保計画を一体化して作成するとともに、タイムラインを踏まえ、たふしや大雨等の発生しやすい計画を作成する。等

#### 利用者の避難支援のための体制や設備に関する事項

- 施設内の垂直避難先や他の施設と連携した立退き避難先の確保等

垂直避難スペースやエレベーター、スロープ等の設置を支援する。施設同士で避難受け入れ体制を構築する。業務継続計画の作成の徹底を図る。等

- 地域や利用者の家族と連携した避難支援体制の確保

地域住民や利用者の家族と連携した避難支援の協力体制を構築する。市区町村と施設が平時から情報交換するための場を構築する。等

- 職員への防災知識の普及と職員の防災スキルの向上

個々の施設の防災リーダーを育成するための講習会等の実施を推進する。等

- 災害リスクの低い場所への高齢者福祉施設の誘導等

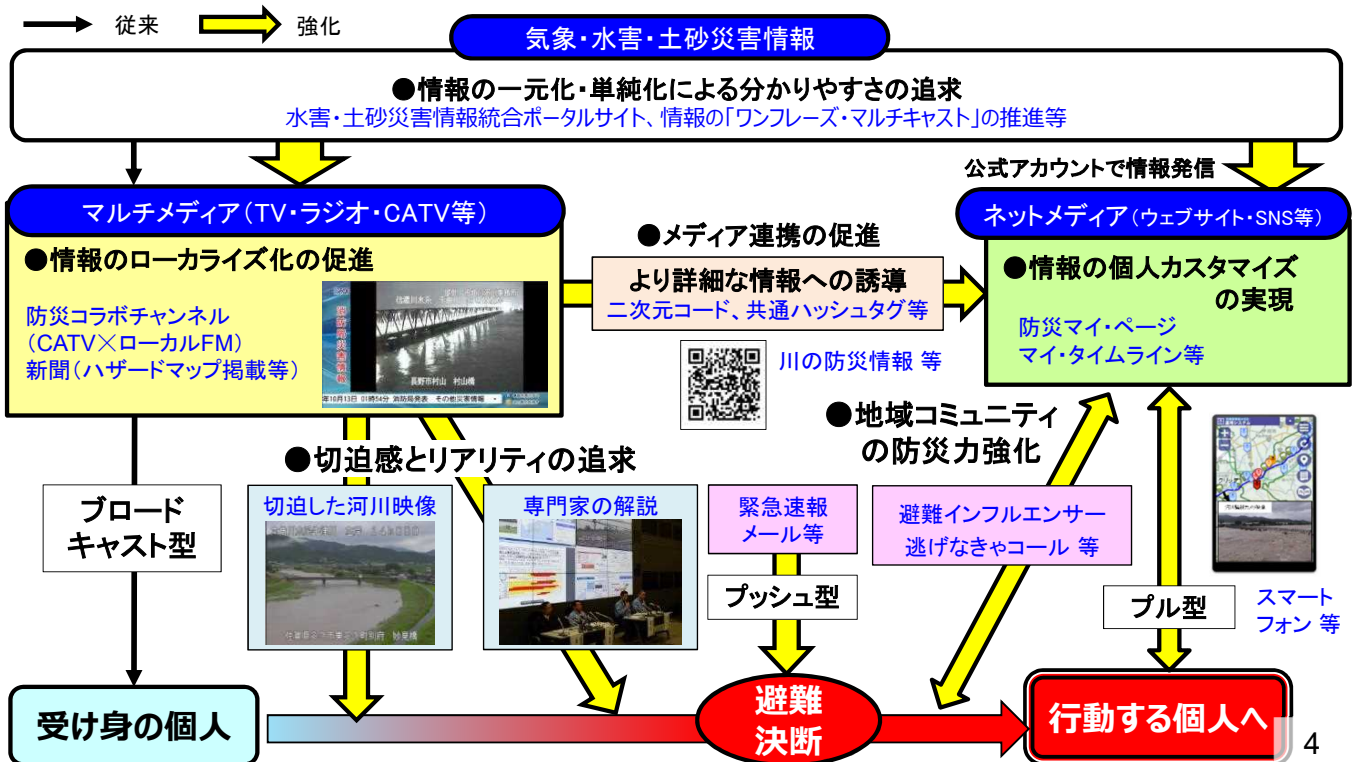
災害リスクを有する場所に新設する場合の補助要件の厳格化を図る。著しい危害が生ずるおそれがある区域等の開発・建築行為の厳格化を図る。等

## 2. 水害リスク情報共有プロジェクト



## 2.1 メディアの特性を活かした情報発信の充実

- 情報を発信する行政と情報を伝えるマスメディア、ネットメディアをはじめとする民間企業等が連携し、それぞれの有する特性を活かした対応策、連携策を実施することで、住民自らの行動に結びつく切迫感のある情報をタイムリーに、かつ真に情報を必要とする人へ届ける仕組みを構築する。



4

## 2.1 住民の自らの行動に結びつく水災害ハザードマップ・リスク情報共有プロジェクト

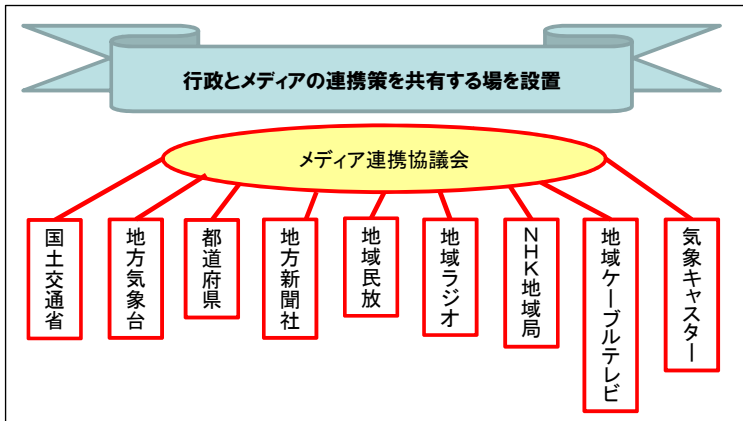
- 本プロジェクトでは、情報を発信する行政と情報を伝えるマスメディア、ネットメディアの関係者等が「水防災意識社会」を構成する一員として、それぞれが有する特性を活かした対応策、連携策を検討し、住民自らの行動に結びつく情報の提供・共有方法を充実させる6つの連携プロジェクトをとりまとめ、実行している。
- なお、プロジェクト参加団体において、全体会議を実施し、プロジェクトの取組状況の報告や、住民自らの行動に結びつく情報の提供・共有に向けたさらなる行政とメディアの連携について検討する。

<p><b>○プロジェクト参加団体</b> (令和2年8月28日時点)</p> <p><b>&lt;マスメディア&gt;</b> 日本放送協会 (NHK)、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 NPO法人気象キャスターネットワーク、オフィス気象キャスター株式会社、エフエム東京、株式会社文化放送 全国地方新聞社連合会、一般財団法人道路交通情報通信システムセンター (VICIS)</p> <p><b>&lt;ネットメディア&gt;</b> LINE株式会社、Twitter Japan株式会社、ヤフー株式会社、 NTTドコモ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社</p> <p><b>&lt;行政関連団体&gt;</b> 一般財団法人マルチメディア振興センター (Lアラート)</p> <p><b>&lt;市町村関係者&gt;</b> 新潟県見附市</p> <p><b>&lt;地域の防災活動を支援する団体&gt;</b> 常総市防災士連絡協議会</p> <p><b>&lt;行政&gt;</b> 国土交通省水管理・国土保全局、道路局、気象庁</p>	<p><b>○住民自らの行動に結びつける新たな6つの連携プロジェクト</b> ～受け身の個人から行動する個人へ～</p> <p>課題1 より分かりやすい情報提供のあり方は</p> <p><b>A：災害情報単純化プロジェクト</b> ～災害情報の一元化・単純化による分かりやすさの追求～</p> <p>課題2 住民に切迫感を伝えるために何ができるか</p> <p><b>B：災害情報我がごとプロジェクト</b> ～災害情報のローカライズの促進と個人カスタマイズの実現～</p> <p><b>C：災害リアリティー伝達プロジェクト</b> ～画像情報の活用や専門家からの情報発信など切迫感とリアリティーの追求～</p> <p><b>D：災害時の意識転換プロジェクト</b> ～災害モードへの個々の意識を切り替えさせるトリガー情報の発信～</p> <p>課題3 情報弱者に水害・土砂災害情報を伝える方法とは</p> <p><b>F：地域コミュニティ避難促進プロジェクト</b> ～地域コミュニティの防災力の強化と情報弱者へのアプローチ～</p> <p>上記課題を具体化させるために</p> <p><b>E：災害情報メディア連携プロジェクト</b> ～災害情報の入手を容易にするためのメディア連携の促進～</p>
<p><b>○会議の流れ</b></p> <p>平成30年10月4日 第1回全体会議 平成30年10月11日 第1回WG 平成30年10月24日 第2回WG 平成30年11月8日 第3回WG 平成30年11月22日 第4回WG 平成30年11月29日 第2回全体会議 平成30年12月11日 とりまとめ公表 令和元年6月7日 第3回全体会議 令和2年12月20日 第4回全体会議 令和2年8月28日 第5回全体会議</p>	<p>第5回全体会議 (R2)</p>

5

## 2.1 地方におけるメディアとの連携

- 令和元年6月から地方毎に行政とメディア関係者が連携して災害情報の共有方策の具体化を検討し、メディア連携を促進するため、地域連携メディア協議会の設置を推進する。
- 令和2年度においては、コロナウイルスによる影響を勘案し、WEB形式等により会議を開催する。



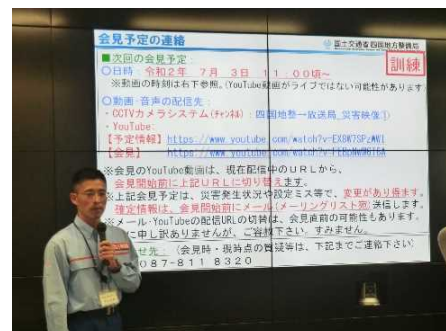
現地見学会



WEB会議：新潟県



YouTubeによる配信  
南海放送（愛媛県）



メディア連携協議会との会見訓練

## 2.1 日常から防災情報の理解を広げる取組

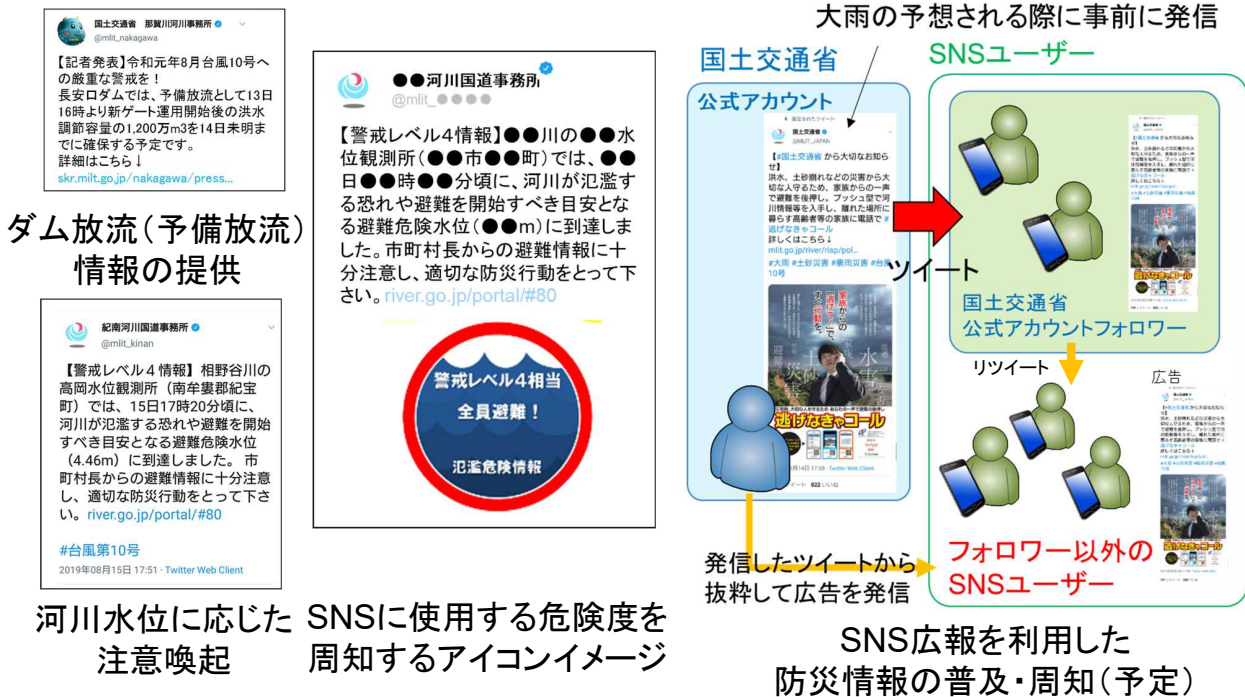
- 国がSNSの公式アカウントを積極的に活用し、日常から河川等に関する情報を発信する。
- 日常生活の中で河川等に関する情報発信の一環として、民間企業と連携し、デジタルサイネージなどによる情報発信等を行う。



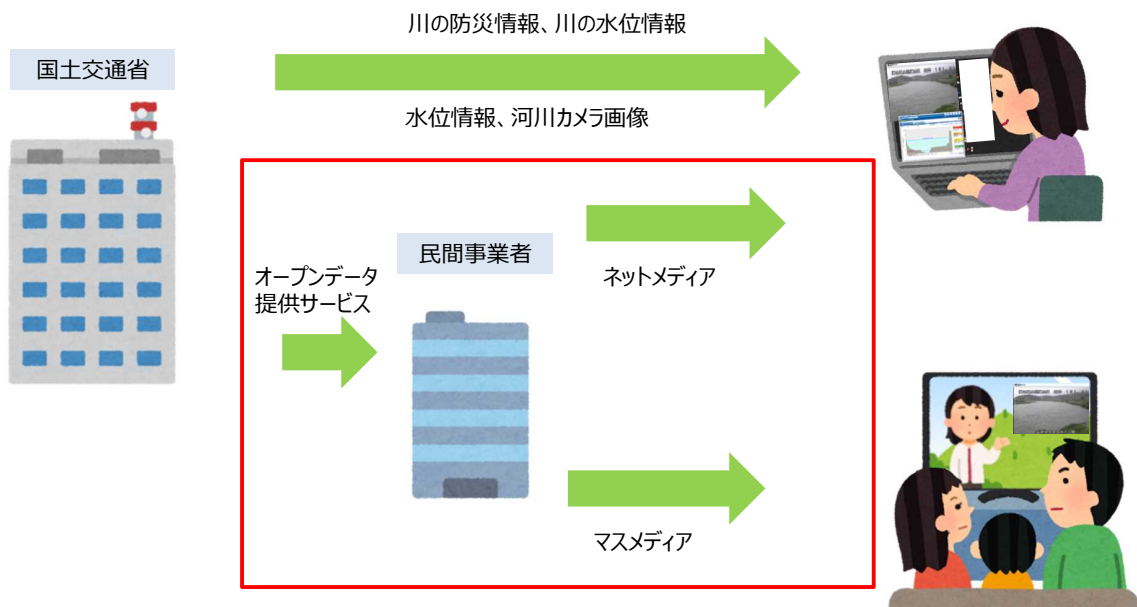
平時からの公式アカウントによる情報発信

デジタルサイネージによる広報

- 国がSNSの公式アカウントを積極的に活用した情報発信を行うことで、信頼性の高い災害情報を利用者にリアルタイムで提供する。
- SNSを使った情報発信に当たっては、メディア間で災害時に用いる特定のハッシュタグの共通使用や、公式アカウント上で災害情報のリンク掲載等により、災害情報の共有化と拡散を促進する。



- オープンデータ提供サービスにより、水位や雨量などの河川情報を広く一般向けに提供する。
- オープンデータの充実を図るとともに、確実なデータ提供のため、観測体制の強化を図る。



### 3.1 警戒レベル相当情報の見直し

■ 防災情報の発信に際し、警戒レベルに基づき分かりやすく伝え、住民の主体的な行動を促す。

防災気象情報の伝え方に関する検討会(第9回) 資料-3より抜粋(一部修正)

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報 (下段:土砂災害の危険度分布)	高潮に関する情報
				水位情報が ある場合 (下段:国管理河川の洪水の危険度分布※1)	水位情報が ない場合 (下段:洪水警報の危険度分布)	内水氾濫に関する情報		
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保 (必ず発令されるものではありません)	氾濫発生情報 (危険度分布:黒 (氾濫している可能性))	大雨特別警報 (浸水害)※2	大雨特別警報 (土砂災害)	高潮氾濫発生情報※3	
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 (従来の避難勧告の タイミングで発令)	氾濫危険情報 (危険度分布:紫 (避難判断水位超過相当))	危険度分布:うす紫 (非常危険)※4	土砂災害警戒情報 (危険度分布:うす紫 (非常危険)※4)	高潮特別警報※5 高潮警戒※5	
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※	高齢者等避難	氾濫警戒情報 (危険度分布:赤 (避難判断水位超過相当))	洪水警報 (危険度分布:赤 (警戒))	大雨警戒(土砂災害) (警戒)	高潮警戒に切り替 える可能性に言及 する高潮注意報	
2	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、 高潮注意報	氾濫注意情報 (危険度分布:黄 (氾濫注意水位超過))	危険度分布:黄 (注意)	危険度分布:黄 (注意)		
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報					

市町村は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり自主的に避難

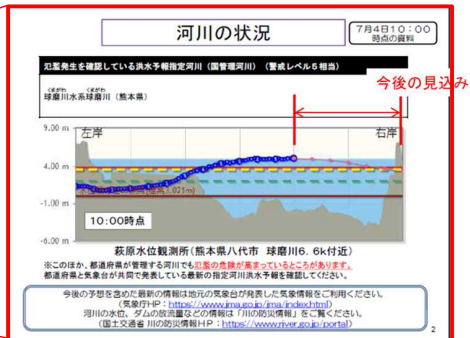
上段大字:危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報(市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報)  
下段細字:常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報(市町村が自ら確認する必要がある情報)

(注) 避難情報等については、「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について(最終とりまとめ)」(12月24日)で示された対応の方向性を元に作成  
※1) HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2~5相当の危険度を表示。  
※2) 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。  
※3) 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。  
※4) 大雨警戒(土砂災害)、洪水警戒の危険度分布については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険(濃い紫)」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。  
※5) 高潮警戒は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めると屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警戒を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。  
注) 本資料では、気象庁が提供する大雨警戒(土砂災害)の危険度分布と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

### 3.2 水管理・国土保全局と気象庁による合同記者会見の充実

- 大雨特別警報の警戒等への切替にあわせて、今後の水位上昇の見込みなど河川氾濫に関する情報を発表し、引き続き警戒が必要であることや大河川ではこれから危険が高まることを注意喚起。加えて、台風接近時には、大雨による雨量の見通しが河川的能力を上回る規模であることを示しながら、警戒を呼び掛けた。
- 記者会見の実施やSNS等の活用など、メディア等と連携して情報発信の充実を図る。

< 令和2年7月豪雨時の合同記者会見 >



今後(6時間先まで)の水位の見込み

< 台風第10号接近時の合同記者会見 >



気象庁予報部 予報課長  
『台風第10号は、今後特別警戒級の勢力まで発達する見込み。記録的な大雨・暴風・高波・高潮となるおそれがあり最大級の警戒が必要。』

水管理・国土保全局 河川環境課長  
『国管理の大きな河川を含め多くの河川で現状の整備水準を超える規模の雨量が予測されており、氾濫の危険性が高まっています。暴風が来る前に早めに避難してください。』

9月4日会見

## 3.2 地方整備局と気象台による合同記者会見の充実

- 国土交通省職員など普段現場で災害対応に当たっている専門家が河川の現状と今後の注意点について解説し、状況の切迫性を直接住民に伝える。
- 会見の様子をYouTubeでの配信も実施し、会場における直接の取材以外の遠方のメディア等による利用も可能とするなど、会見の充実を図る。



地方での地方整備局と気象台による合同記者会見の実施状況



YouTubeでの配信

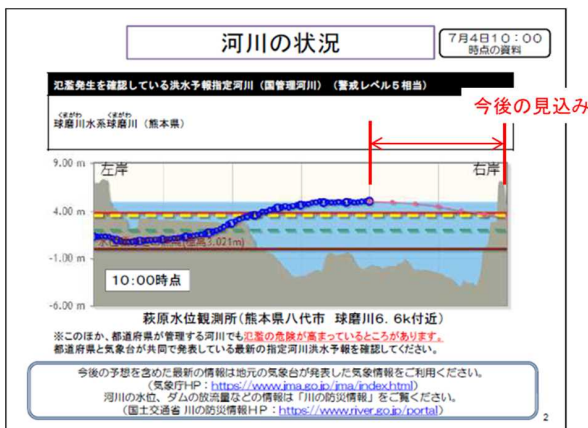
12

## 3.2 水位予測情報の長時間化

- 令和3年出水期から、すべての国管理の洪水予報河川で水害リスクラインの水位予測情報を活用することとし、現在3時間先までの水位予測について、6時間先までの予測に延伸することを目指す。
- 広域避難が必要な大都市圏などを流れる大河川を中心に、数日先など長時間先までの水位予測の提供とともに、アンサンブル降雨予測を活用した不確実性の表現方法について技術開発を推進する。

### ■ 洪水予報で6時間先までの水位予測を提供

- ・ 令和3年出水期から、国管理河川の洪水予報の発表時に6時間先までの水位予測情報を提供できるよう改良中。

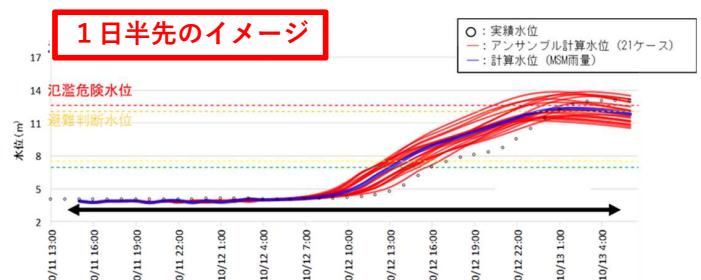


出典：合同記者会見（R2.7.4）資料を一部改変

※令和2年度から大雨特別警報の警報等への切替時の合同記者会見や河川氾濫に関する情報の発表の際に、水害リスクラインの6時間先情報を一般向けに提供を開始したところ。

### ■ 長時間先の水位予測を開発

- ・ 気象庁提供のアンサンブル降雨予測を活用し、不確実性を幅で表現する数日先など長時間先までの水位予測システムを開発中。
- ・ 令和3年出水期から首都圏を流れる荒川では、概ね1日半先までの予測情報を試験的に活用。



※5kmメッシュの解像度で提供される約1日半先までの降雨予測を活用した長時間先までの水位予測を開発中。今後、更なる長時間先までの水位予測へ展開。

13

### 3.3 多様な主体と連携したマイ・タイムラインの取組

- マイ・タイムラインは、河川水位が上昇する時に、「いつ」「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した自分自身の防災行動計画であり、住民一人ひとりが、地域の水害リスクを認識し、避難に必要な情報・判断・行動を把握することにより、避難の実効性を高めることが期待できる取組。
- 国土交通省では、自治体への支援策として、要点や実施方法などを「かんたん検討ガイド」等として取りまとめたほか、更なる普及・啓発に向けて、オフィス気象キャスターネットワークや日本防災士機構・日本防災士会と連携し、地域におけるワークショップ講師・補助としてのスキル習得を目的とした研修会を開催する。
- また、消防団員を対象とした講習会・意見交換を開催する（消防活動を踏まえた自身の防災行動計画を検討）。

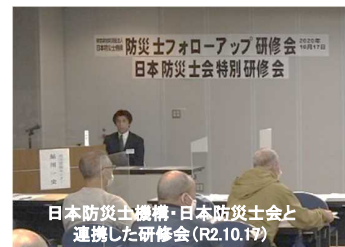


#### 《多様な主体との連携》

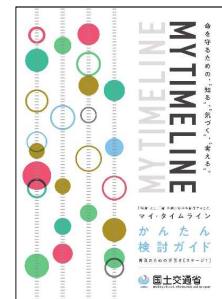


住民参加型の取組により、  
 ・住民の「水防災意識の高揚」  
 ・「水防災知識の向上」  
 ・「地域の絆の強化」 に寄与

#### 《住民に向けたマイ・タイムライン講習会》



#### 《かんたん検討ガイド(R2.6公開)》

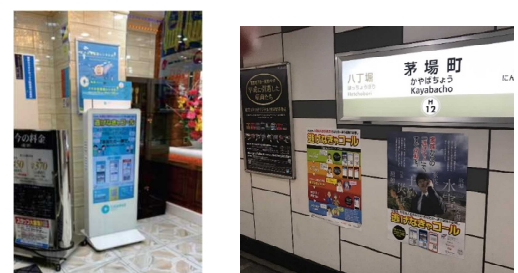
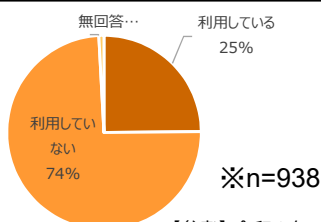


### 3.3 逃げなきゃコールの普及促進

- 災害情報に関する登録型のプッシュ型メールを充実させ、一人暮らしの親等が住む地域の水位情報や浸水リスクを、離れて暮らす子供等親族に通知する「逃げなきゃコール」を開発、提供することで、親族による避難の声かけ（人から人）を支援し、住民の避難行動を促す取組。
- 利用者を増やし、住民の避難行動を促すため、「逃げなきゃコール」の普及活動を推進する。



避難の呼びかけに活用するため、離れた地域の災害情報を取得出来るスマートフォンアプリ等を利用していますか。



逃げなきゃコールの普及広報

【参考】令和2年7月豪雨等の防災情報に

### 3.3 防災教育に関する取組の推進

- 自然災害からの命を守るためには、行政による公助のみならず、住民一人一人が災害時に適切に避難できる能力を養う必要がある。
- 国土交通省では、子どもから家庭、さらには地域へと防災知識等を浸透させる防災教育を推進する。

#### 大規模氾濫減災協議会における取組

- 学校ごとに作成する指導計画（授業の流れやポイントを整理した計画）等の作成を支援。
- 小中学校に対して、避難訓練を通じた防災教育の支援を実施。



発問計画の例（伊豆の国市）



防災教育の授業風景  
(倉敷市立中洲小学校)



防災教育の授業風景  
(輪之内町立大敷小学校)



防災学習の様子  
(音更町立木野東小学校)

#### 防災教育支援ツールの提供

- 防災教育ポータルを開設し、授業で使用できる教材や事例を紹介。

防災教育ポータル  
URL: <http://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html>



防災カードゲーム「このつぎなにがおきるかな？」



小学生向け動画  
「流れる水の働きと土地の変化」



教員のための防災教育ブックレット 16

### 3.3 防災リーダーの育成

- 「避難インフルエンサー（災害時避難行動リーダー）」を育成・支援するとともに、災害時には、信頼性が高く切迫度が伝わる防災情報を届け、避難インフルエンサーからの周囲への積極的な情報拡散を促すことで、地域コミュニティの中での高齢者を含む情報弱者に対する支援の強化を図る。
- また、国、地方自治体の防災担当者を対象とした、防災、危機管理関係の専門家による経験談を交えた講演、受講者で構成された仮想自治体の災害対策本部が大規模洪水に対処する、ロールプレイング方式の図上訓練による危機管理能力の向上を支援する取組を推進する。

お天気キャスターとつくる  
**マイ・タイムライン**  
自分の家族の命を守るために  
2019年9月10日  
小千谷市民学習センター 楽集館  
10:00 - 12:00 (9/9開催)



水害リスク情報の空白地域の解消（小規模河川の氾濫想定図作成の手引き）  
令和元年東日本台風において浸水想定区域図の作成が義務付けられていない小規模河川の氾濫により浸水被害が発生。一方、小規模河川は測量データがなく浸水が想定される範囲等の計算が困難。  
○ 簡易な計算方法を示した「小規模河川の氾濫想定図作成の手引き」を作成し令和2年6月に公表。

講習会の実施：地域防災を担う自主防災組織や町内会の役員を対象（令和元年9月10日）

自治体の防災担当者向けの災害危機管理研修（（一財）河川情報センター）

# 地域防災コラボチャンネル(CATVへの映像提供):JCOM

札幌開発建設部とJCOM(ジュピターテレコム)と協定を締結しCCTVカメラの映像(動画)を放送しています。

## 【放送開始日】

令和2年12月7日

## 【放送内容】

- ・チャンネル(11ch)でライブ放送配信
- ・アプリ(ど・ろーかる)による配信

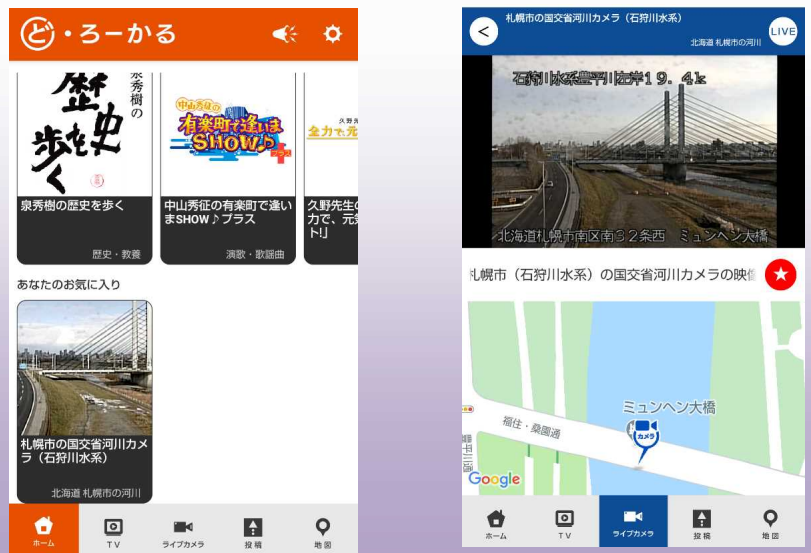
## 【カメラ:13箇所】

幌平橋、ミュンヘン大橋、月寒川合流点、藻岩観測所、月寒川月寒水位観測所、石狩川伏籠川伏籠下流水位観測所、創成排水機場 空間、生振大橋、モエレ新橋、厚別川 5.4kp 7号橋、望月寒3号樋門、野津幌川 3.8kp 左岸、定山溪ダム

## チャンネル(11ch)



## アプリ(ど・ろーかる)



# 地域防災コラボチャンネル(CATVへの映像提供):旭川ケーブルテレビ

旭川ケーブルテレビではCCTVカメラの映像(静止画)を放送しています。

## 【放送開始日】

令和2年8月11日

## 【放送内容】

- ・開発局HPの河川リアルタイム情報の静止画を放送している。

## 【カメラ:10箇所】

寿見江橋上流左岸、栄園橋上流左岸、永山床止上流左岸、秋月橋下流左岸、旭橋上流左岸、旭西橋上流左岸、栄川合流点、鷹栖橋水位観測所、平成大橋上流、八千代橋下流

河川カメラの静止画像

石狩川水系 石狩川 左岸 194k

北海道上川郡愛別町 寿見江橋上流

石狩川  
寿見江橋上流左岸

石狩川水系 石狩川 左岸 170.4k

北海道上川郡当麻町 栄園橋上流

石狩川  
栄園橋上流左岸

画像提供 北海道開発局



令和元年8月16日より1チャンネルで13水系14箇所のCCTVカメラの動画をYouTubeでLIVE配信していましたが、令和3年3月26日より2チャンネルで13水系32箇所のカメラの配信を行っています。

チャンネル1



- 天塩川 150.9kp 名寄大橋(名寄大橋水位観測所)
- 名寄川 8.4kp 真勲別水位観測所
- 渚滑川 1.9kp 渚滑橋(渚滑橋水位観測所)
- 湧別川 25.7kp 遠軽橋(遠軽水位観測所)
- 常呂川 49.4kp 若松(北見水位観測所)
- 網走川 29.7kp 美禽橋(美幌水位観測所)
- 美幌川 2.4kp 美幌橋
- 無加川 1.4kp 北光社
- 留萌川 18.4kp 幌糠水位観測所
- 石狩川 157.0kp 旭橋水位観測所
- 牛朱別川 1.1kp 中央橋水位観測所
- 忠別川 18.2kp 暁橋水位観測所
- 美瑛川 11.1kp 西神楽水位観測所
- 石狩川 130.2kp 納内水位観測所
- 雨竜川 6.0kp 雨竜橋水位観測所
- 空知川 17.4kp 赤平排水機場外水位(赤平水位観測所)

チャンネル2



- 石狩川 50.8kp 月形水位雨量観測所
- 幾春別川 6.9kp 西川向水位観測所
- 夕張川 9.7kp 清幌橋水位観測所
- 千歳川 15.0kp 裏の沢水位観測所
- 豊平川 11.1kp 雁来水位観測所
- 石狩川 15.0kp 篠路水位観測所
- 尻別川 22.9kp 左岸 蘭越水位流量観測所
- 後志利別川 16.1kp 今金水位雨量観測所
- 鷗川 2.6kp 鷗川観測所
- 沙流川 15.6kp 平取(平取水位観測所)
- 釧路川 46.1kp 開運橋(標茶水位観測所)
- 新釧路川 7.5kp 広里水位観測所
- 音更川 9.1kp 音更橋
- 十勝川 56.6kp 十勝大橋(帯広水位観測所)
- 利別川 8.3kp 利別水位観測所
- 札内川 20.7kp 第2大川橋

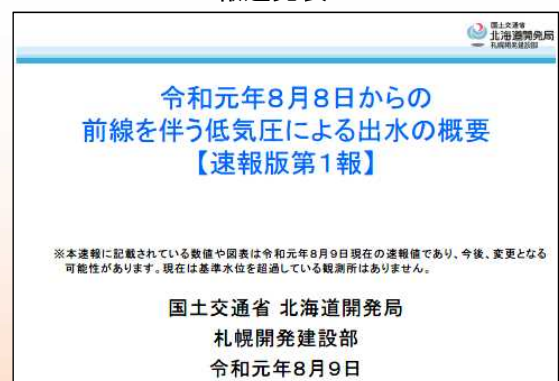
## 災害時のSNS(Twitter)による情報発信について

令和元年8月9日の出水において、札幌開発建設部でTwitterで情報発信を行っています。

9時30分: 氾濫危険水位到達  
9時50分: 氾濫危険情報発表  
10時52分: Tweet



報道発表



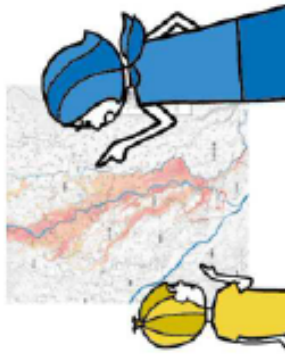
### 3. マイタイムラインについて

# マイタイムラインとは

## ↑ マイ・タイムラインの検討の過程で...

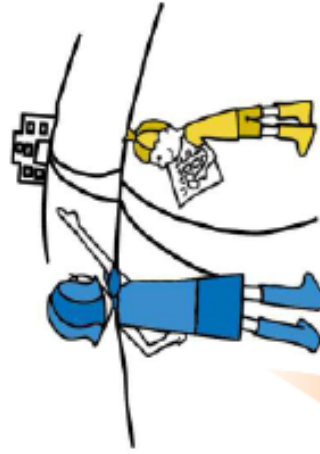
### ! リスクを認識できる

- ・自分の家が浸水してしまう
- ・避難所まで遠い など



### ! 逃げるタイミングがわかる

- ・いつ逃げる？
- ・誰と逃げる？
- ・危険な場所をよけて逃げるには？

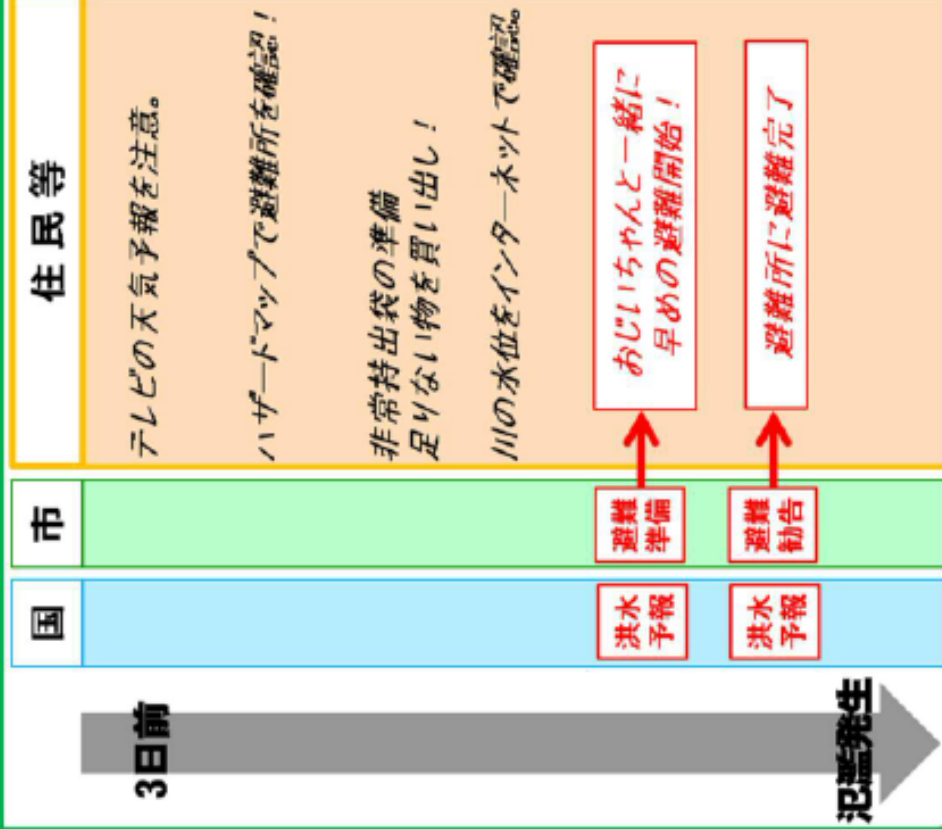


### ! コミュニケーションの輪が広がる

- ・検讨会での意見交換などで、知り合いになれる
- ・ご近所とのつながりが強く、太くなる



## 一人ひとりのマイ・タイムライン(イメージ)



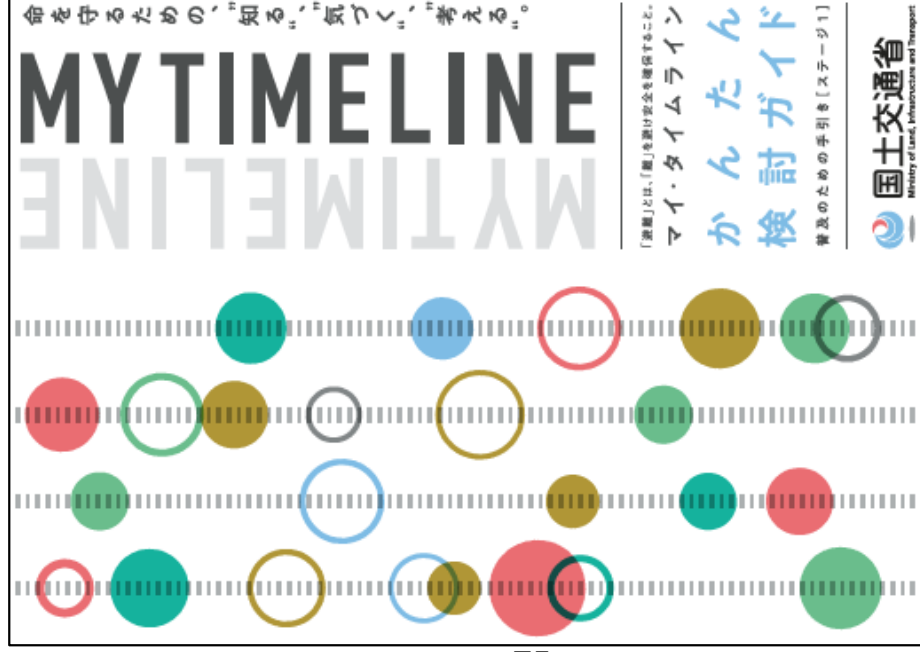
## ↑ マイ・タイムラインができると...

- ! 災害時の防災行動チェックリストで対応の漏れを防止
- ! 災害時の判断をサポート



# 逃げ遅れゼロ

# マイ・タイムラインかんたん検討ガイド等



マイ・タイムラインガイド  
【Ver.1.0】

令和2年6月

マイ・タイムライン  
実践ポイントブック検討会

マイ・タイムライン検討のための  
ワークショップの進め方  
【～ワークショップ虎の巻～】

令和2年6月

国土交通省水管理・国土保全局  
河川環境課水防企画室

【参考：マイタイムライン関連資料】  
[国土交通省ホームページ](#)>政策・仕事>水管理・国土保全>防災>洪水浸水想定区域図・洪水ハザードマップ  
[マイ・タイムライン](#)



# マイ・タイムラインの事例

## 小学校の防災教育で「マイ・タイムライン」づくり チャレンジ（北海道標茶町）

取組主体 : 標茶町  
 取組参加機関 : 釧路開発建設部、釧路地方気象台、標茶町役場、北見工業大学  
 対象 : 標茶町立標茶小学校 6年生  
 参加人数 : 42名

取組概要 :  
 ○「水害タイムライン 試行版」の作成に携わった検討会事務局のメンバーと一緒に、標茶町立標茶小学校の6年生が、自らの防災行動を考える学習「マイ・タイムライン」づくりにチャレンジ。  
 ○防災学習は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、広い空間を確保できる体育館を使用して休み時間には空気の入れ換えを実施、消毒の徹底等の対策を実施。



グループ毎に「マイ・タイムライン」を作成

取組内容 :

- ◆ 1時間目
  - 座学
    1. 近年の水害と釧路川について
    2. 気象情報について
    3. 避難情報について
    4. タイムラインについて
    5. マイ・タイムラインの作成について
  - ◆ 2時間目
    - 児童によるグループ学習
      1. 「台風発生から川の氾濫まで」の天候や川のようすを時系列で考え、防災行動の備えを考える。
      2. グループ毎に「マイ・タイムライン」を作成する。
    - 学習発表
 

代表2グループが、グループで作成した「マイ・タイムライン」を発表。
  - ◆ アンケート（後日回収）
    - 児童用、保護者用

期待される効果 :  
 ○幼少期からの水防意識向上が期待できる。  
 ○幼少期から学ぶことで、「マイ・タイムライン」促進・普及に繋がる。

事例のポイント :  
 ○保護者へのアンケートを行うことで、家庭での水防意識向上も期待できる。



グループで作った「マイ・タイムライン」を発表

# マイ・タイムラインの事例

## 町内会及び地域住民を対象としたマイ・タイムライン 検討会を開催しました（北海道恵庭市）

取組主体 : 恵庭市  
 取組参加機関 : 恵庭市（大町町内会）、札幌開発建設部  
 対象 : 恵庭市大町地区  
 参加人数 : 第1回（大町町内会役員）15名、第2回（大町町内会の住民）19名 計34名

取組概要 :  
 ○恵庭市大町地区では、想定しうる最大規模の降雨に伴い、漁川等の河川が氾濫した場合、大部分の地域が浸水し、大きな被害が発生することが想定されている。このため、「自らの命は自らを守る」意識を住民に広めることを目的に、マイ・タイムライン検討会を開催。  
 ○検討会は、町内会役員を対象にした検討会（共助目的）と地域住民を対象にした検討会（自助目的）の2回に分けて開催。  
 ○検討会では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、検温の実施、消毒の徹底等の対策を実施。  
 ○当日は、近年の水害、タイムラインの目的、河川情報の把握方法等を説明したうえで、町内会役員と地域住民それぞれの立場から「いつ・何をするか」を自ら考え、タイムラインを作成。

取組内容 :

- ◆ 第1回：町内会役員を対象としたタイムライン検討会
  - 近年の水害と大雨に向けた事前準備について
    1. 近年の水害
    2. 被害軽減に向けた取組
    3. タイムラインとは
    4. 大雨が降る前に確認すること（浸水範囲と避難先の確認、避難情報や河川情報の把握）
    5. タイムライン作成に向けて
  - 大町町内会における大雨時の対応を考える（町内会役員（共助目的）によるタイムラインの作成）
  - 各グループの検討結果の確認
- ◆ 第2回：地域住民を対象としたタイムライン検討会
  - 近年の水害と大雨に向けた事前準備について
    - ※第1回と同じ内容
  - 自分が置かれた状況を確認する
    1. 自宅の浸水状況
    2. 避難先
    3. 家庭の状況
  - 大雨時における自らの対応を考える（地域住民（自助目的）によるタイムラインの作成）



第1回検討会の様子



第2回検討会の様子

期待される効果 :  
 ○町内会役員（共助）と地域住民（自助）の行動計画を検討し、両者をまとめることで、町内会全体のタイムラインを構築することができ、地域全体での水防意識向上が期待できる。

事例のポイント :  
 ○個人のタイムライン（マイ・タイムライン）に、町内会役員の行動計画を加えることで、地域全体でのタイムラインの構築を図った。

## 4. 洪水ハザードマップの作成や 周知・利活用の取組促進について

国水環防第27号  
令和2年3月25日

各地方整備局 河川部長 殿  
北海道開発局 建設部長 殿  
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局  
河川環境課 水防企画室長  
( 公 印 省 略 )

#### 洪水ハザードマップの作成や周知・利活用の取組促進について（通知）

平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号等による災害の発生を踏まえ、重要インフラの緊急点検を実施し、その結果を踏まえた3か年緊急対策に取り組んでいるところです。

このうちソフト対策として、災害時に命を守るために必要なリスク情報の周知として、想定最大規模の降雨に対応した洪水ハザードマップの作成を促進しています。

国管理河川における想定最大規模の降雨に対応した洪水浸水想定区域の指定については、全ての河川において指定済みになっており、都道府県管理河川における洪水浸水想定区域についても、令和2年度末には、概ね完了する見込みとなっております。

つきましては、貴管内関係部局が連携し、貴職における大規模氾濫減災協議会等の場を活用するなどして、下記のとおり、管内の市区町村が洪水ハザードマップを早期に作成し、公表できるよう支援願います。

都道府県に対しては、別紙のとおり通知をしているので、管内の都道府県において取組が推進されるよう働きかけられたい。

#### 記

##### 1. 水害ハザードマップ作成の手引きの周知について

本手引きは、平成27年9月関東・東北豪雨においては、氾濫域に多数の住民が取り残され救助されるなど、ハザードマップが作成・配布されていても見ていなかったという状況や一般的なハザードマップに記載されている浸水深・避難場所等の情報だけでは住民等の避難行動に結びつかなかった状況も見られ、ハザードマップをより効果的な避難行動に直結する利用者目線に立ったものとするた



め、有識者の方々より意見を伺い、従来、洪水、内水、高潮・津波に分かれていた各ハザードマップ作成の手引きを統合・改定した「水害ハザードマップ作成の手引き」を作成していますので管内の市区町村へ周知願います。

## 2. 水害ハザードマップ作成支援ツールについて

本ツールは、必要最低限の情報を含んだ水害ハザードマップを、市区町村職員が直営で容易に作成できることを目的としたツールであり、特に小規模自治体等の負担軽減を図ったものです。本ツールの紹介動画を作成したことから、本ツール周知と合わせご活用ください。

<ハザードマップ作成支援ツール操作紹介動画>

[http://www.mlit.go.jp/river/basic\\_info/jigyo\\_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html](http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html)

## 3. 防災・安全交付金について

想定最大降雨に対応した洪水ハザードマップの作成や避難訓練、まちごとまるごとハザードマップの取組による災害関連標識の設置にあたっては、防災・安全交付金で河川改修等を実施している河川で行うソフト対策を「効果促進事業」の交付対象としていますが、平成29年度からは、「効果促進事業」の交付対象を事業計画で定められた流域内で実施するソフト対策になっていますので周知願います。

また、想定最大降雨に対応した洪水ハザードマップの作成にあたっては、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策として、令和2年度予算の臨時・特別の措置となっていますので、遺漏なきよう周知願います。

## 4. 洪水浸水想定区域等のデータ提供について

国土交通省では、様々な災害リスク情報を簡便に入手できる環境の整備、災害時における情報収集や防災関係機関との情報共有等を目的として、「ハザードマップポータルサイト」、「統合災害情報システム (DiMAPS)」、「地点別浸水シミュレーション検索システム (浸水ナビ)」及び「国土数値情報ダウンロードサービス」以下、「各種システム」) を運用しています。

各種システム情報の原典データとして、津波・洪水・高潮の各種浸水想定区域指定に関するGISデータについて、順次、各種システムへの登録作業を進めているところですが、新規の区域指定や区域指定の見直し等があった場合は、引き続き、各種システムへ登録できるようデータ提供をお願いします。

国水環防第27号  
令和2年3月25日

都道府県  
水防担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局  
河川環境課 水防企画室長

### 洪水ハザードマップの作成や周知・利活用の取組促進について（通知）

平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号等による災害の発生を踏まえ、重要インフラの緊急点検を実施し、その結果を踏まえた3か年緊急対策に取り組んでいるところです。

このうちソフト対策として、災害時に命を守るために必要なリスク情報の周知として、想定最大規模の降雨に対応した洪水ハザードマップの作成を促進しています。

国管理河川における想定最大規模の降雨に対応した洪水浸水想定区域の指定については、全ての河川において指定済みになっており、都道府県管理河川における洪水浸水想定区域についても、令和2年度末には、概ね完了する見込みとなっております。

つきましては、貴管内関係部局が連携し、貴職における大規模氾濫減災協議会等の場を活用するなどして、下記のとおり、管内の市区町村が洪水ハザードマップを早期に作成し、公表できるよう支援願います。

本通知は、地方自治法（昭和二十二年法律六十七号）第二百四十五条の四第一項に規定する技術的助言とします。

### 記

#### 1. 水害ハザードマップ作成の手引きの周知について

本手引きは、平成27年9月関東・東北豪雨においては、氾濫域に多数の住民が取り残され救助されるなど、ハザードマップが作成・配布されていても見ていなかったという状況や一般的なハザードマップに記載されている浸水深・避難場所等の情報だけでは住民等の避難行動に結びつかなかった状況も見られ、ハザードマップをより効果的な避難行動に直結する利用者目線に立ったものとするため、有識者の方々より意見を伺い、従来、洪水、内水、高潮・津波に分かれていた各ハザードマップ作成の手引きを統合・改定した「水害ハザードマップ作成の

手引き」を作成していますので管内の市区町村へ周知願います。

## 2. 水害ハザードマップ作成支援ツールについて

本ツールは、必要最低限の情報を含んだ水害ハザードマップを、市区町村職員が直営で容易に作成できることを目的としたツールであり、特に小規模自治体等の負担軽減を図ったものです。本ツールの紹介動画を作成したことから、本ツール周知と合わせご活用ください。

<ハザードマップ作成支援ツール操作紹介動画>

[http://www.mlit.go.jp/river/basic\\_info/jigyo\\_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html](http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html)

## 3. 防災・安全交付金について

想定最大降雨に対応した洪水ハザードマップの作成や避難訓練、まちごとまるごとハザードマップの取組による災害関連標識の設置にあたっては、防災・安全交付金で河川改修等を実施している河川で行うソフト対策を「効果促進事業」の交付対象としていますが、平成29年度からは、「効果促進事業」の交付対象を事業計画で定められた流域内で実施するソフト対策になっていますので周知願います。

また、想定最大降雨に対応した洪水ハザードマップの作成にあたっては、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策として、令和2年度予算の臨時・特別の措置となっていますので、遺漏なきよう周知願います。

## 4. 洪水浸水想定区域等のデータ提供について

国土交通省では、様々な災害リスク情報を簡便に入手できる環境の整備、災害時における情報収集や防災関係機関との情報共有等を目的として、「ハザードマップポータルサイト」、「統合災害情報システム (DiMAPS)」、「地点別浸水シミュレーション検索システム (浸水ナビ)」及び「国土数値情報ダウンロードサービス」以下、「各種システム」) を運用しています。

各種システム情報の原典データとして、津波・洪水・高潮の各種浸水想定区域指定に関するGISデータについて、順次、各種システムへの登録作業を進めているところですが、新規の区域指定や区域指定の見直し等があった場合は、引き続き、各種システムへ登録できるようデータ提供をお願いします。

# 水害ハザードマップ作成の手引き

～効果的な避難行動に直結する水害リスク情報を周知するために～

## 「水害ハザードマップ作成の手引き」の改定（平成28年4月） 背景と改訂のポイント

- 平成27年水防法改正により、**想定最大規模の降雨・高潮に対応した浸水想定**を実施し、これに応じたハザードマップの改定が必要となった
- 平成27年9月関東・東北豪雨災害では、多数の住民が取り残され救助されるなど、**ハザードマップが配布されていても見えていなかった**
- 従前のハザードマップに記載されている浸水深・避難場所等の情報だけでは**避難行動に結びつかなかった**

### 背景

### 改定のポイント

- ◇ 平成27年9月関東・東北豪雨災害を踏まえ、市町村において「**早期の立ち退き避難が必要な区域**」を検討し、これを水害ハザードマップに明示するよう、手引きに記載
- ◇ 地域により発生する水害の要因やタイミング、頻度、組み合わせは様々に異なることから、**市町村が事前に「地域における水害特性」等を十分に分析**することを推奨
- ◇ 利活用シチュエーションに応じた「**住民目線の水害ハザードマップ**」となるよう、「**災害発生前**」にしっかりと勉強する場面、「**災害時に緊急的に確認する場面**」を想定して水害ハザードマップを作成するよう手引きに記載

## 「水害ハザードマップ作成の手引き」の構成

### 第1章 総説

- 1.1 水害ハザードマップのあり方
- 1.2 水害ハザードマップの構成
- 1.3 対象とする水害
- 1.4 水害ハザードマップ作成・利活用の流れ
- 1.5 水害ハザードマップ作成・利活用における主な役割分担
- 1.6 水害ハザードマップの検証及び見直し
- 1.7 用語の定義

### 第2章 水害ハザードマップの作成にあたっての**基本事項**の検討

- 2.1 **地域における水害特性・社会特性の分析**
- 2.2 想定最大規模の水害に対する避難の検討
- 2.3 **早期の立ち退き避難が必要な区域**の検討
- 2.4 市町村界を越えた広域的な避難の検討
- 2.5 水害ハザードマップにおける複数災害の取扱いに関する検討

### 第3章 水害ハザードマップの**作成方法**

- 3.1 利活用シチュエーションの検討
- 3.2 水害ハザードマップの作成範囲（表示区域）
- 3.3 水害ハザードマップの縮尺
- 3.4 地図面での記載事項
- 3.5 情報・学習編での記載事項
- 3.6 多言語対応
- 3.7 作成時の注意事項
- 3.8 水害ハザードマップの作成支援

### 第4章 水害ハザードマップの**公表・活用方法**

- 4.1 周知・活用の重要性
- 4.2 周知方法
- 4.3 多様な主体と連携した水害ハザードマップの利活用
- 4.4 避難の実効性を高めるための工夫

※ 国土交通省ホームページより入手可

# 水害ハザードマップ作成支援ツール

- 市町村における水害ハザードマップ作成の負担軽減のため、必要最低限の情報を含んだ水害ハザードマップ(地図面、情報・学習編)を容易に作成できるツールを構築。
  - ✓ ただし、平時における住民の理解促進や緊急時にも役立つハザードマップとなるよう、各市町村で地域の特  
性に応じたさらなる工夫を行うことが必要。
- 国土交通省HPにて無償で公開。(平成28年4月～ 提供開始)

## 水害ハザードマップ作成支援ツールの概要

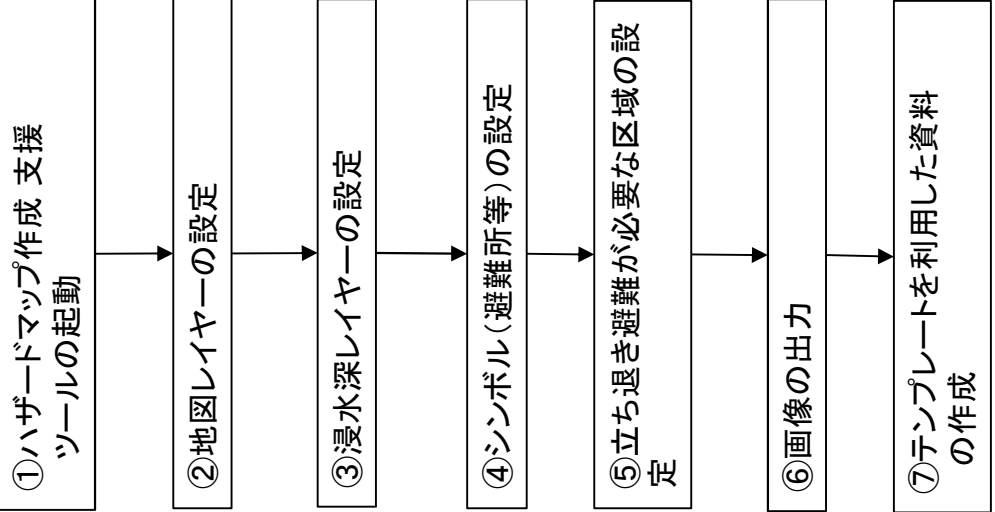
- ✓ 国や県、市町村から提供される浸水想定区域図を地図上に反映
- ✓ 避難場所、地下街等、要配慮者施設等の名称・位置を入力することで、地図上に反映
- ✓ 「早期の立退き避難が必要な区域」や危険なアンダーパス等の情報も同様に地図上に反映
- ✓ 上記内容や凡例等を地理院地図へ重ね合わせた水害ハザードマップの地図面をファイルに出力
- ✓ 情報・学習編のひな形やイラスト集を提供(英語版も一部提供)



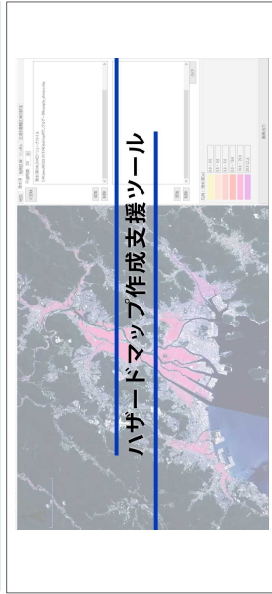
# 水害ハザードマップ作成支援ツール操作説明動画(約8分)

- 市町村における水害ハザードマップ作成の負担軽減のため、必要最低限の情報を含んだ水害ハザードマップ(地図面・情報学習面)を容易に作成できる「ハザードマップ作成支援ツール」を国土交通省HPにて無償で公開中
- 「ハザードマップ作成支援ツール」の使い方動画(約8分)を公表 ([https://www.mlit.go.jp/river/basic\\_info/jigyo\\_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html](https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html))
- ハザードマップ作成支援ツールの起動からハザードマップ作成までの一連の作業工程を動画にて説明

## 動画の流れ



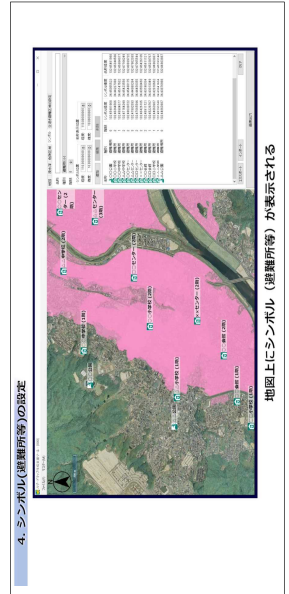
## 動画イメージ



### タイトル画面

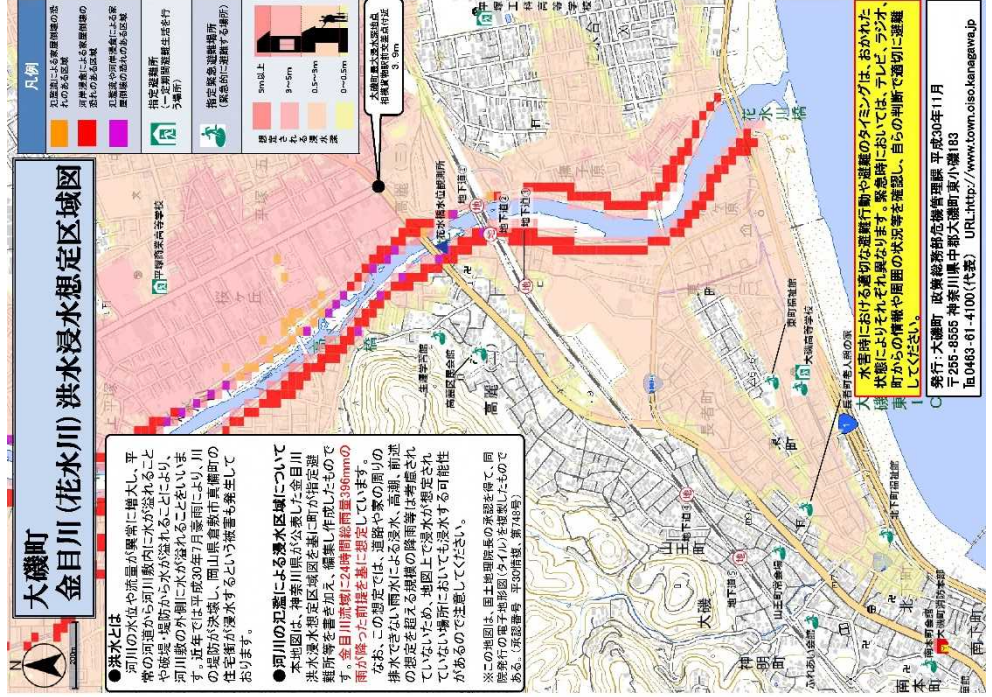


### ②地図レイヤーの設定



### ④シンボル(避難所等)の設定

## 作成イメージ



### 神奈川県大磯町の事例